

立川市一般職職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項の規定による。

立川市一般職職員定数条例の一部を改正する条例

立川市一般職職員定数条例（昭和38年立川市条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第2条略.....</p> <p>2 兼任者、休職者及び併任者並びに国、他の地方公共団体その他の団体に対し派遣されている職員、立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年立川市条例第46号）第2条第1項の規定により派遣されている職員及び研修により派遣されている職員（以下「派遣者等」という。）は、定数外とする。</p> <p>3 配偶者同行休業者及び育児休業者は、定数外とすることができます。</p> <p>4 派遣者等、配偶者同行休業者及び育児休業者の復職等により、別表に定める定数に過員を生じた場合は、1年を限りその現在数をもって定数とすることができます。</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条略.....</p> <p>2 兼任者、休職者、併任者並びに立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年立川市条例第46号）第2条第1項に規定する派遣及び国、他の地方公共団体その他の団体における研修の場合の職員（以下「派遣者等」という。）は、定数外とする。</p> <p>3 育児休業者は、定数外とすることができます。</p> <p>4 派遣者等及び育児休業者の復職等により、別表に定める定数に過員を生じた場合は、1年を限りその現在数をもって定数とすることができます。</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。